

「知的財産推進計画 2016」の各施策の取組状況（抜粋）

2016年11月
内閣府
知的財産戦略推進事務局

注記

※各項目の頁番号は、「知的財産推進計画 2016」本文の頁番号

※取組内容の後の【数字】は、「知的財産推進計画 2016」工程表の項目番号

※取組内容中の（ ）内金額は、平成 29 年度要求額または平成 28 年度補正予算額、

[] 内金額は、平成 28 年度予算額又は平成 27 年度補正予算額

第 1. 第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進

2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進（P 14～22）

【「知的財産推進計画 2016」の記述（概要）】

- 「つながる」ことがキーワードとなる第 4 次産業革命時代には、オープン・イノベーションを念頭に置き、オープン&クローズ戦略を軸として、多様な手法を駆使した知財マネジメントを実施していくことが重要。そのために、オープン・イノベーションにつながる産学連携及び産産連携をさらに活性化させるとともに、知的財産権として権利化すべきものは確実に権利化しつつ、標準化や営業秘密としての秘匿化を含め、プロイノベーションの知財システムを構築していく必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 産学・産産連携の機能強化
 - ② 戦略的な標準化
 - ③ 営業秘密の保護強化
 - ④ 知財マネジメント人材等の育成

【関係府省の主な取り組み】

≪産学・産産連携の機能強化≫（P 16）

- ① 競合関係にある複数企業等であっても研究成果の共有・公開が可能な基礎研究領域（非競争領域）において、民間資金とのマッチングファンドにより産学共同研究、人材育成等を実施。平成 28 年度は 13 件の申請中 4 件を採択。平成 29 年度についても新規採択を実施すべく予算要求中。（14.0 億円[7.0 億円]）（文部科学省）【15】

- ② 急成長する大学発ベンチャーを3年間で創出すべく、経営人材と研究者のチームによる研究開発と事業育成が一体となった支援を引き続き実施するとともに、若手研究者等にアントレプレナーシップ教育を行ったうえで、顧客意見のフィードバックによるビジネスモデルの仮説検証サイクルを経験させ、起業等のイノベーション創出支援事業への移行を促進する取組を新たに実施するため予算要求中。(23.2億円[21.1億円])
(文部科学省)【17】
- ③ 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)により、「マッチングプランナー」22名を全国5つのブロックに分けて配置し、JSTの保有するネットワーク等を全国的に活用することで、地域企業のニーズと当該ニーズ解決のために最適な大学等の技術シーズのマッチングを図り、事業化に向けた初期段階までの支援を実施。平成27年度から事業を開始し、これまでに621件を採択。(15.6億円[8.6億円])
(文部科学省)【18】
- ④ 派遣先地域のニーズの掘り起こし・シーズ掘り起こしを行いつつ、地域の金融機関及び専門家等とのネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する「事業プロデューサー」を平成28年10月以降3地域に順次派遣。(1.2億円[1.0億円]) (経済産業省)【18】
- ⑤ 農林水産・食品分野とさまざまな分野との連携により、革新的な研究開発を行い、商品化・事業化につなげる新たな産学連携研究の仕組みである「知」の集積と活用の場づくりを推進しており、次年度も引き続き推進すべく予算要求中(2.8億円の内数[2.3億円の内数])。また、民間企業にとってリスクのある商品化・事業化の基盤となる革新的な技術開発に対して、リスクを軽減するマッチングファンド方式による研究開発を支援しており、次年度も引き続き支援すべく予算要求中。(24.5億円の内数[17.3億円の内数]) (農林水産省)【21】
- ⑥ 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が大学等に対して行う外国特許出願支援において、申請書に「技術移転活動計画」等の記載を求め、真に社会実装に向かっていく案件について重点的に支援を実施。(24.4億円の内数[23.4億円の内数])
(文部科学省)【25】
- ⑦ 大学における「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」(本年秋に策定予定)の実行状況調査や、各大学の産学連携活動活性化のための戦略構築を行うべく予算要求中(1.8億円[新規])。加えて、平成28年7月より大学関係者等の有識者で構成された検討委員会において、大学自身による内部評価の在り方について検討中であり、平成28年度中に報告書を策定予定。(経済産業省)【28】
- ⑧ AI(人工知能)やIoTの活用により飛躍的な生産性の向上を図るため、民間の斬新なアイデアを活用しつつ、家畜疾病の早期発見や収穫ロボットの高度化など、新しい技術体系を創造するための研究開発について、平成28年度補正予算にて実施(117億円の内数)。また、農林水産政策上特に重要な研究開発課題(AIの活用等)について重点的に委託研究プロジェクトを推進すべく予算要求中。(52.4億円の内数[38.0億円の内数]) (農林水産省)【35】

第4. 知財システムの基盤整備

1. 知財紛争処理システムの機能強化（P 5 2～5 7）

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- 知的財産に関する多種多様な紛争を迅速かつ的確に解決することは、知的財産を活用したイノベーション創出の基盤であり、経済のグローバル化が進展する中、その重要性は増大。これを受けて、「知財紛争処理システム検討委員会」において、証拠収集手続、損害賠償額、権利の安定性、差止請求権の在り方、中小企業への支援や地方における知財司法アクセス等について議論を行い、課題や今後の方向性について取りまとめ。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 紛争処理システムの機能強化
 - ② 知財紛争処理システムの利用支援
 - ③ 知財紛争処理に関する情報公開・海外発信

【関係府省の主な取り組み】

《知財紛争処理システムの機能強化》（P 5 5）

- ① 適切かつ公平な証拠収集手続の実現、ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現、権利付与から紛争処理プロセスを通じた権利の安定性の向上などに向けた総合的な対応について、平成28年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得ることを目途に、特許制度小委員会にて検討中。

（経済産業省）【123、124、125】

《知財紛争処理システムの利用支援》（P 5 6）

- ② 2016年度より運用が開始した海外知財訴訟費用保険制度の中小企業への普及を促進するため、同保険制度を実施する中小企業等を会員とする全国団体と連携し、中小企業に対する同制度の情報を積極的に発信。（経済産業省）【70】
- ③ 知財紛争処理の実績の有無から弁理士を検索する方法を含め、日本弁理士会の提供する弁理士ナビを地方の中小企業等に向けて周知。（経済産業省）【70】
- ④ 民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務が法定の基準・要件に適合しているかどうかに関する審査事務を行うとともに、裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を広く国民に提供すべく、予算要求中。（0.1億円の内数 [0.1億円の内数]）

（法務省）【127】

《知財紛争処理に関する情報公開・海外発信》（P 5 7）

- ⑤ 経済・ビジネス・知財関係法令をはじめ、翻訳整備計画に基づく英訳法令522本をホー

ムページ(日本法令外国語訳データベースシステム)において公開(本年8月末現在)。
また、法務省における法令翻訳のチェック体制を充実すべく予算要求中。(1.4億円[1.0億円])(法務省)【128】

2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化(P56~62)

【「知的財産推進計画2016」の記述(概要)】

- 我が国で特許を取得すれば、その審査結果が海外でも通用して、海外で権利を速やかに取得できるように、引き続き「世界最速・最高品質の審査」の実現に向け、審査官の確保等の特許審査体制の整備・強化を図るとともに、我が国の審査結果の国際的な発信や我が国知財システムの普及等の国際連携を推進。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 世界最速・最高品質の審査の実現
 - ② 国際連携の推進
 - ③ 特許行政サービスの質向上

【関係府省の主な取り組み】

≪世界最速・最高品質の審査の実現≫(P60)

- ① 権利化までの期間を平均14か月以内とする目標の達成や、審査の質の維持・向上のため、審査体制の整備・強化を図るべく平成28年度は1,702名の定員を確保の上、外国文献を含む先行技術文献調査の下調査を拡充。現在、平成29年度機構定員・予算要求中。(259.8億円[260.2億円])。(経済産業省)【129】

≪国際連携の推進≫(P61)

- ② インド、タイの新人審査官の研修講師として特許審査官を派遣。また、新興国等の知財関係者を対象とした招へい研修を実施中。28年度は、アセアン加盟国の特許審査官等を対象とした特許審査基準コース等の計25コースの招へい研修を実施予定。
(経済産業省)【137】
- ③ 本年4月よりベトナムと特許審査ハイウェイ(PPH)を開始。また、PPHの運用が不透明であったインドネシア、タイについて現地の実態調査を行うとともに、インドネシアについては庁内の運用マニュアルの策定に協力しPPHの運用改善に寄与。今後対象拡大に向けてブラジル等の新興国と協議を実施予定。(経済産業省)【139】
- ④ 日米協働調査試行プログラムについて、平成28年8月より公開前の出願も申請可能とする要件緩和を実施。また、平成28年6月の五大特許庁会合にて、特許協力条約(PC T)に基づく国際出願の国際調査において各庁審査官が協働して審査を行う枠組みについての試行開始に合意。PC T協働調査の試行開始に向けて、今後実務レベルで調整予定。(経済産業省)【140、141】

- ⑤ 我が国が署名済・発効済のEPA／FTAには、程度の差はあるものの、知的財産の保護について記載。引き続き、署名に至ったTPPを始めとする、アジア・太平洋地域、欧州等の各国・地域とのEPA／FTAを、戦略的に推進し、知的財産の保護が図られるよう働きかけを実施。また、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）の規定を有効に活用し、実効的な法執行の確保に努める。（外務省）【143】

《特許行政サービスの質向上》（P62）

- ⑥ 人工知能技術を活用した更なる業務の高度化・効率化の可能性についての委託調査により、今年度末までに、特許行政事務におけるAIの適用可能性を網羅的に調査し、適用可能な業務についてロードマップを作成予定。（3.0億円 [1.0億円]）。

（経済産業省）【145】